

名張市入札に係る積算疑義申立て手続きフロー

令和5年1月1日施行

入札

開札（落札候補者の決定）
※開札は中断せず、最後まで行います。

開
札
当
日

最低制限価格の公表

- ◎ 金額入り設計書を契約管財室で確認できます。
- ◎ 金額入り設計書を確認し、設計に関する疑義を申立てする場合は、次の書類を契約管財室へ提出してください。
疑義申立書（申立ての根拠となる積算資料等を添付してください。）
- ※ 金額入り設計書は、メモ及びデジカメ等の電子機器による複写は可能ですが、金額入り設計書の持ち出し及びコピーはできません。
- ※ 対象者は入札参加者のみとし、落札候補者の決定日以後に手続きができます。

積算疑義申立ての期限は、入札結果の公表日の翌日の午後3時までです。
※積算疑義申立て終期を過ぎた疑義の申立ては受け付けません。

- ◎ 積算疑義申立てがあった場合は、全ての入札参加者に対し、「疑義申立通知書」により、積算疑義申立てがあった旨を通知します。
- ◎ 積算疑義申立てにかかる積算内容の確認が完了したときは、申立者を含む全ての入札参加者に対し、「疑義申立てに対する確認結果通知書」により、結果を通知します。
なお、疑義申立てに対する確認結果通知書は、原則、積算疑義申立てがあった日の翌日から5日後（市の休日を除く）までに送付します。

積算誤りがない場合

積算誤りがある場合

落札決定

入札中止（又は、落札（候補）者の決定の取り消し）

- ※ただし、下記の全てに該当する場合は、予定価格と最低制限価格を訂正し、改めて開札を行う場合があります。
- ①入札参加資格要件に変更がないこと。
- ②当該設計違算等の内容が、入札参加者の応札金額に影響するものでないこと。
- ③予定価格の算出根拠又は最低制限価格の算定方法があらかじめ客観的に明らかであったと認められること。
- ④落札額について予算が確保されていること。
予定価格が増額となる場合において、当該入札の執行に係る内部決裁の決裁権者が変わるときは、変更後の決裁権者から決裁を得られること。
- ⑤その他入札の透明性及び公正性を阻害し、又は本市の業務上の支障を生じさせることとならないこと。